

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第11節 特恵関税等</p> <p>（特恵関税等を適用する場合の取扱い）</p> <p>8の2-1 法第8条の2第1項又は第3項の規定により特恵関税又は特恵関税についての特別の便益（以下この節において「特恵関税等」という。）の適用を受けようとする輸入申告（関税法第43条の3第1項（同法第61条の4において準用する場合を含む。）又は同法第62条の10の規定による承認の申請（以下この節において「蔵入申請等」という。）がなされた物品に係るもの又は特例申告貨物に係るものを除く。）又は蔵入申請等（以下この節において「輸入申告等」という。）が行われた場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 受理担当審査官における取扱い</p> <p style="padding-left: 2em;">受理担当審査官が輸入申告等を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。</p> <p>イ～ニ （省略）</p> <p>ホ 非原産国における積替え等に関する確認</p> <p style="padding-left: 2em;">当該輸入申告等に係る物品が令第31条第1項第2号又は第3号に掲げる物品に該当するときは、同条第3項第1号又は第2号に掲げる書類が添付されていること及びその記載事項の確認。この場合において、これらの書類を提出することができないことにつき相当の理由があると認められるときは、同条第1項第2号又は第3号に該当することを証する書類の提出（<u>当該書類の提出が困難であると認められるときは、積替地等についての原産地証明書への記載</u>）をもって、<u>同条第3項第3号に掲げる書類の提出があったものとして取り扱って差し支えない。</u></p> <p>へ （省略）</p> <p>(2) （省略）</p>	<p style="text-align: center;">第11節 特恵関税等</p> <p>（特恵関税等を適用する場合の取扱い）</p> <p>8の2-1 法第8条の2第1項又は第3項の規定により特恵関税又は特恵関税についての特別の便益（以下この節において「特恵関税等」という。）の適用を受けようとする輸入申告（関税法第43条の3第1項（同法第61条の4において準用する場合を含む。）又は同法第62条の10の規定による承認の申請（以下この節において「蔵入申請等」という。）がなされた物品に係るもの又は特例申告貨物に係るものを除く。）又は蔵入申請等（以下この節において「輸入申告等」という。）が行われた場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 受理担当審査官における取扱い</p> <p style="padding-left: 2em;">受理担当審査官が輸入申告等を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。</p> <p>イ～ニ （同左）</p> <p>ホ 非原産国における積替え等に関する確認</p> <p style="padding-left: 2em;">当該輸入申告等に係る物品が令第31条第1項第2号又は第3号に掲げる物品に該当するときは、同条第3項第1号又は第2号に掲げる書類が添付されていること及びその記載事項の確認。この場合において、これらの書類を提出することができないことにつき相当の理由があると認められるとき、同条第1項第2号又は第3号に該当することを証する書類の提出（<u>これが不可能であるときは、積替地等についての原産地証明書への記載</u>）をもって、<u>これらの書類の提出があったものとして取り扱って差し支えない。</u></p> <p>へ （同左）</p> <p>(2) （同左）</p>